

様式第6号(第17条)

会 議 録

会議の名称		2024年 第7回 春日部市農業委員会総会			
開催日時		令和6年7月25日(木)		開 会	午後3時00分
				閉 会	午後4時11分
開催場所		春日部市役所コミュニティ棟1階 ひだまりホール			
議長氏名		会長 市川 大倫			
出席者	農業委員	(出席人数：18人)			
		2	飯島 優子	11	新井 久義
		3	齋藤 昭雄	12	加藤 富夫
		4	山崎 勇喜	13	池上 茂
		5	中山 雅博	14	森本 恒平
		6	岡本 勉	15	森住 武雄
		7	石山 法男	16	萩原 勝
		8	石川 勝也	17	伊藤 弘子
		9	水口 健二	18	石塚 郁志
		10	岡田 實		
	(欠席人数：1人)				
	1	川鍋 浩之			
	事務局	(出席人数：4人)			
		農業委員会事務局長 齋藤 綱紀		農業委員会事務局次長 溝口 通明	
農地振興担当主幹 三浦 邦明		農地振興担当主査 金子 昌行			
議事参与	(出席人数：2人)				
	農業振興課農地担当主幹 増田 博		開発調整課長 福井 聖士		
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		日程1 農地法第3条(委員会)：公開 日程2 農地法第4条(知事)：公開 日程3 農地法第5条(知事)：公開 日程4 租税特別措置法適格者証明：公開 日程5 生産緑地法従事者証明：公開			

	<p>日程 6 生産緑地地区の取得斡旋について：公開</p> <p>日程 7 第 7 回総会議案における農地法第 3 条の規定による許可申請の取下にかかる取り扱いについて：公開</p>								
一部公開・非公開の場合はその理由	<input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 1 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 2 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 3 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 4 号該当：								
配 布 資 料	次第、総会資料								
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録								
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録								
	<input type="checkbox"/> 要点記録								
会議録署名の指定	<table border="1"> <thead> <tr> <th>議席番号</th> <th>委員氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8</td> <td>石川 勝也</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>水口 健二</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>岡田 實</td> </tr> </tbody> </table>	議席番号	委員氏名	8	石川 勝也	9	水口 健二	10	岡田 實
	議席番号	委員氏名							
	8	石川 勝也							
	9	水口 健二							
10	岡田 實								

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>ただ今から2024年第7回総会を開会いたします。</p> <p>在任委員18名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたします。</p> <p>また、本日は議事参与者としまして、市長部局より環境経済部農業振興課、増田博主幹、都市整備部開発調整課、福井聖士課長が出席しております。</p>
議長	<p>次に、運営委員会について伊藤委員長より報告がございます。</p>
委員長	<p>本日午後2時00分から運営委員会を開催いたしました。会議内容ですが、議題として</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生産緑地地区の取得斡旋について (2) 春日部市農用地利用集積計画の決定について（依頼） (3) 春日部市農用地利用集積等促進計画の決定について（依頼） (4) 春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について（依頼） (5) 第7回総会議案における農地法第3条の規定による許可申請の取下にかかる取り扱いについて (6) 農委だより第39号について <p>以上6項目についての協議と、その他、意見交換を行いました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>次に、お手元の議案書のうち、日程1 議案第1号、農地法第3条（委員会）申請番号29番及び31番は議案書発送後に取下げがありましたので欠番となります。議案書から削除をお願いいたします。</p> <p>そのため、本日の議題は、</p> <p>日程1、議案第1号、農地法第3条（委員会）、1議案2件 日程2、議案第2号、農地法第4条（知事）、1議案1件 日程3、議案第3号、農地法第5条（知事）、1議案4件 日程4、議案第4号、租税特別措置法適格者証明、1議案1件 日程5、議案第5号、生産緑地法従事者証明、1議案1件 日程6、議案第6号、生産緑地地区の取得斡旋について、1議案1件 合計6議案となります。</p>
議長	<p>次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号8番石川勝也委員、9番水口健二委員、10番岡田實委員を指名いたします。</p>

議長

議事に入る前に申し上げます。会議規則第25条の規定に基づき、発言の際は挙手のうえ、指名されてから起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。

次に、事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。

議長

それでは議事にはいります。日程1、議案第1号、農地法第3条（委員会）を議題といたします。申請番号26番、30番について会議規則第19条第3項の規定により事務局より説明を求めます。

事務局

議案書1頁をご覧ください。議案第1号、農地法第3条（委員会）について許可申請が2件ありましたので審議を求めます。

はじめに、申請番号26番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。この案件は2024年第6回総会からの継続審議案件で、除草を含めた今後の農地の管理状況について調査を行い、その結果を元に審議を再開するのが望ましいと継続審議となった案件です。その後、代理人から「除草が完了し、農地として利用することが可能な状態に復元した」との連絡があったため、担当地区推進委員が現地を確認しました。その結果、雑草の繁茂は解消され、今後の農地利用が可能な状態であることの報告がありました。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは露地野菜を作付ける計画です。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号30番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。これらの申請農地は2023年9月総会、議案第1号、農地法第3条、申請番号30番で審議され、許可された農地ですが、今回の譲渡人に所有権が移転したものの、一度も耕作されることなく、新たな譲受人に売買申請されたものです。この理由について代理人に確認したところ、譲渡人の体調不良により耕作ができなくなったため、所有権移転を申請したとのこと。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は5頁、詳細図は6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは水稲を作付ける計画です。次に農地法第3条調査書3頁をご覧ください。譲受人の居住地は千葉県野田市です。保有農地の状況について野田市農業委員会に事務局が確認したところ、申請人は保有農地の耕作を行っている、とのことでした。書類調査の結果、それぞれ農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

議長	<p>おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。申請番号30番について担当地区の金子正之推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>第4地区推進委員の金子正之です。申請番号30番について報告いたします。令和6年7月9日に、伊藤職務代理、岡本農業委員、石山農業委員、森住農業委員、齋藤推進委員、横井推進委員、上原推進委員及び私の8名で申請地の現地調査等を実施したところ、雑草が繁茂し、耕作、管理されている様子は見受けられず、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できませんでした。以上のことから問題あり、と意見を述べ、報告といたします。</p>
議長	<p>次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号5番中山雅博委員より申請番号26番、30番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>議席番号5番、中山雅博です。はじめに申請番号26番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。事務局説明のとおり、本案件は2024年第6回総会からの継続審議案件です。事務局からの報告にもありまして、申請地のうち農地の管理状況に問題のあった農地については、代理人から対応が済んだと事務局あてに報告があったとのことですが、事前審査における現地調査を行ったところ、雑草の伐採は概ね対応していたものの、申請地内には雑木が数本残っており、農地として復したとは言いづらい状況でした。このようなことから、除草を含めた今後の農地の管理状況について、引き続き調査を行い、その結果を元に審議を再開するのが望ましいと考えます。以上のことから事前審査委員4人の合議により継続審議、と決しました。</p> <p>次に、申請番号30番について事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、雑草が繁茂し、耕作、管理されている形跡がなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されておらず、問題ありと報告を受けました。事務局が代理人に確認したところ、除草を行おうとしたものの、最近の天候不順により機械が入らず、計画的に除草ができなかった、とのこと。しかしながら、農地は農地として耕作あるいは管理していくことが原則です。このようなことから、除草を含めた今後の農地の管理状況について、調査を行い、その結果を元に、審議を再開するのが望ましいと考えます。</p>

	<p>以上のことから、事前審査委員4人の合議により継続審議、と決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号26番、30番を事前審査委員の報告のとおり、継続審議とすることに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第1号、農地法第3条(委員会)について申請番号26番、30番を事前審査委員の報告のとおり継続審議、と決定しました。担当農業委員は引き続き調査をお願いいたします。</p>
議長	<p>次に、日程2、議案第2号、農地法第4条(知事)を議題といたします。会議規則第19条第3項により、申請番号4番について事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書3頁をご覧ください。議案第2号、農地法第4条(知事)について許可申請が1件ありましたので審議を求めます。申請番号4番、詳細は議案書のとおり。申請理由は住宅敷地の拡張です。隣接する宅地を相続した申請者2名が、家族とともに、その宅地へ引っ越しを検討する中で、駐車場家族用4台分を確保する必要が生じたため、転用申請したものです。案内図9頁、詳細図10頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。接続道路は隣接宅地の敷地を通して南側の道路に接続しています。被害防除措置として法面に芝を貼ります。雨水は砂利敷きのため敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。</p>
議長	<p>次に、申請番号4番について担当地区の中井訓推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>第3地区推進委員の中井です。申請番号4番について報告します。令和6年7月12日に、萩原農業委員、池上農業委員、関根推進委員及び私の4名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、申請地には雑草が繁</p>

茂し、長年耕作された形跡がないことから、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていないことが確認できました。以上のことから問題あり、と意見を述べ、報告といたします。

議長 次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号5番中山雅博委員より申請番号4番の事前審査の報告を求めます。

委員 議席番号2番 中山 雅博です。申請番号4番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、雑草が繁茂し、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていない、との報告を受けました。事務局が代理人に確認したところ「早急に雑草の処理を行う」と回答がありました。事前審査における現地調査を実施したところ、申請地は雑草が刈られ、農地として復した状態となっております。申請については問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われれます。以上のことから、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手を願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号4番を事前審査委員の報告のとおり許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

議長 起立全員です。よって議案第2号、農地法第4条(知事)、申請番号4番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。

議長 次に、日程3、議案第3号、農地法第5条(知事)を議題といたします。会議規則第19条第3項により、申請番号28番から31番について事務局より説明を求めます。

事務局 議案書4頁をご覧ください。議案第3号、農地法第5条(知事)について許可申請が4件ありましたので、審議を求めます。

はじめに、申請番号28番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は農地改良工事で、申請地は地盤が軟弱で水はけが悪いため、農地改良を行い、麦畑とする計画とのことです。工事内容は現在の表土を耕作土と

して使用するため、建設残土を搬入したあと、表土を埋め戻す客土Cの方法で行うとのことです。案内図は11頁、詳細図は12頁から14頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。工事期間は許可日から9か月間です。農用地からの一時転用については適合証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は農振農用地です。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構、一般社団法人埼玉県農業会議に意見を求めます。

次に、議案書5頁、申請番号29番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は資産の流動化に関する法律に基づく資産流動化計画に従った特定資産の譲受け並びにその管理及び処分に関する業務を行っており、申請農地の外、隣接する非農地と併せて物流倉庫を新設する計画です。申請地は2023年7月に最初の法人が許可申請し、許可となったものの、事業計画の変更があり、次に、2024年2月に2番目の法人が許可申請し、許可となったものの、7月に取消申請があった場所です。申請地周辺の倉庫はほぼ稼働状態にあるが、まだ需要が見込めるとのことから今回の申請に至ったものです。ただし、今後の需要を見込むことが確認できる書類の提出がないため、代理人に確認を求めましたが、まだ提出されていません。案内図は15頁、詳細図は16頁となります。案内図、詳細図のうち、点線で囲まれたところが開発対象地域、実線で囲まれたところが農地転用対象地域です。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の地区除外証明書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は地下貯留施設に集水後、南側水路に放流する計画です。排水は合併処理浄化槽で処理後、新設する道路側溝に放流する計画です。資金計画については、金融機関の融資予定証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きが提出されています。農地区分は申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構、一般社団法人埼玉県農業会議に意見を求めます。

次に、議案書7頁、申請番号30番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は産業廃棄物及び一般廃棄物の処理を営んでおり、転用計画は、法人が使用する駐車場の新設です。1年半前に申請農地の東側隣地に駐車場を設置しましたが、現在使用している資材置場の資材が増加したため、そこに駐車していた車両12台分の駐車場を新設する計画です。ただし事業拡大をしていることが確認できる書類の提出がないため、代理人に確認を求めまし

たが、まだ提出されていません。案内図は17頁、詳細図は18頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されておらず、代理人に提出を求めているところです。農地の転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は砂利舗装のため敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、申請者の預金通帳の写しが添付されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号31番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は主に自動車の販売及び修理を営んでいますが、中古車販売を行うことになったため、修理工場1棟と車両105台分の駐車場を設置する計画です。案内図は19頁、詳細図は20頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は地下貯留槽に集水後、既設水路に放流する計画です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

議長

次に、申請番号28番について担当地区の金子正之推進委員より意見を求めます。

推進委員

第4地区推進委員、金子正之です。申請番号28番について報告いたします。令和6年7月9日に、伊藤職務代理、岡本農業委員、石山農業委員、森住農業委員、齋藤推進委員、横井推進委員、上原推進委員及び私の8名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、いずれの農地も適正に耕作されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号6番岡本勉委員より申請番号28番から31番の事前審査の報告を求めます。

委員

議席番号6番、岡本勉です。はじめに申請番号28番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告を受けました。次に、申請地の現地調査を実施し

たところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。以上のことから事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号29番について事前審査の報告をします。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。しかしながら事務局の説明にもありましたとおり、物流倉庫の需要を見込むことが確認できる挙証書類の提出がありません。以上のことから、埼玉県の審査にあたっては、需要を見込んだ挙証書類の確認を十分行うことを条件とし、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号30番について事前審査の報告をします。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。しかしながら事務局の説明にもありましたとおり、事業拡大をしていることが確認できる挙証書類の提出がありません。以上のことから、埼玉県の審査にあたっては、事業拡大を示す挙証書類の確認を十分行うことを条件とし、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号31番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。以上のことから、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。はじめに、申請番号29番、30番について事前審査委員より許可相当とし、条件を付する必要がある、と報告がありました。次に申請番号28番、31番について事前審査委員より許可相当と報告がありました。よって、はじめに、申請番号29番、30番、次に申請番号28番、31番を別々に審議することに異議ございませんか。

(異議なし、の声有り)

議長

異議なしと認めます。採決にはいります。はじめに申請番号29番、30番を許可相当とし、ただし事前審査委員の報告のとおり、意見書に条件を付することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長	<p>起立全員です。よって、議案第3号、農地法第5条（知事）申請番号29番、30番を許可相当とし、ただし意見書に条件を付して県知事に送付いたします。また、申請番号29番については農地法第5条第3項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構一般社団法人埼玉県農業会議の意見を付した上で県知事に送付いたします。</p>
議長	<p>次に申請番号28番、31番を事前審査委員の報告のとおり許可相当とすることに、賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>（全員起立）</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第3号、農地法第5条（知事）申請番号28番、31番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。</p> <p>また、申請番号28番については、農地法第5条第3項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構一般社団法人埼玉県農業会議の意見を付した上で県知事に送付いたします。</p>
議長	<p>次に日程4、議案第4号、租税特別措置法適格者証明を議題といたします。会議規則第19条第3項により、申請番号14番について事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書8頁をご覧ください。議案第4号、租税特別措置法適格者証明について申請が1件ありましたので、審議を求めます。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用を受ける場合又は3年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い対象農地が適正に利用されていることを証明するものです。申請番号14番、案内図は25頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は新規に適用を受けるための申請です。申請理由は申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請人は既に農業経営を開始しており、年間従事日数は200日、今後も農業経営を行うとのこととです。</p>
議長	<p>次に申請番号14番について、担当地区の金重一夫推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>区域1推進委員の金重です。申請番号14番について報告いたします。令和6年7月12日に、山崎農業委員、飯島農業委員、朝倉推進委員及び私の</p>

合計4名で申請地の現地調査を実施したところ、全ての農地で農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、として報告いたします。

議長 次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号7番石山法男委員より申請番号14番の事前審査の報告を求めます。

委員 議席番号7番石山法男です。申請番号14番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により証明する、ことと決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号14番を事前審査委員の報告のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第4号、租税特別措置法適格者証明、申請番号14番について証明書を発行することと決しました。

議長 次に日程5、議案第5号、生産緑地法従事者証明を議題といたします。申請番号3番について、事務局より説明を求めます。

事務局 議案書の10頁をご覧ください。議案第5号、生産緑地法従事者証明について証明願が1件ありましたので審議を求めます。生産緑地に指定された市街化区域内の農地は一般農地としての課税になりますが、基本的にこれを解除することができなくなり、開発行為が制限されるなどの制約を受けます。ただし、一定の事由が発生した場合に、生産緑地法の第10条の規定により市に対して買い取りの申し出をすることができるようになっています。当該議案の証明願については、生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地の買取り申出をするため「春日部市生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行規程」に基づき「農業の主たる従事者」としての要件を満たしていることを証明するものです。

	<p>議案書10頁、申請番号3番、特定生産緑地第24号地区の一部です。案内図は22頁、及びスクリーンをご覧ください。申請理由は対象者がこれまで農業を営んでおりましたが、令和6年4月19日に死亡したことにより、申請人が農業を続けられないため、この度の申請に至ったものです。</p>
議長	<p>次に、申請番号3番について担当地区の濱野國雄推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>区域1推進委員の濱野國雄です。申請番号3番について報告いたします。令和6年7月12日に、石塚農業委員、齋藤農業委員、遠藤推進委員及び私の合計4名で申請地の現地調査を実施したところ、現地は丁寧に除草され、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、として報告いたします。</p>
議長	<p>次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号7番石山法男委員より、申請番号3番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>議席番号7番石山法男です。申請番号3番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、現地は丁寧に除草され、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により証明する、ことと決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号3番を事前審査委員の報告のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第5号、生産緑地法従事者証明、申請番号3番について証明書を発行することと決しました。</p>
議長	<p>次に議案第6号、生産緑地地区の取得斡旋についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>

事務局

議案書の11頁をご覧ください。議案第6号、生産緑地地区の取得斡旋について斡旋依頼が2件あったので審議を求めます。生産緑地法第13条の規定に基づき、春日部市が買い取らないことが決定した生産緑地については、農業者への斡旋を行うにあたり、生産緑地法第17条の2の規定に基づき、依頼があったものです。この斡旋により、生産緑地を取得するためには、農地法第3条許可の手続きが必要です。また取得後は農地として管理することが義務付けられています。この2件については、春日部市長より令和6年5月31日付け及び同年6月14日付けにて、当該生産緑地の取得斡旋の依頼があったので、農業委員に斡旋の依頼と7月24日まで市ホームページにも公開しましたが、共に申出はありませんでした。よって、議案書12頁のとおり「買取希望の申出者はありませんでした」と回答してよいか、ご審議をお願いいたします。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第6号、生産緑地地区の取得斡旋について原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第6号、生産緑地地区の取得斡旋について原案のとおり決定し、春日部市長に報告いたします。

議長

次に、伊藤運営委員長から発言を求められておりますので、これを許します。

委員長

本日午後2時00分から開催した運営委員会の議題のうち、(5)第7回総会議案における農地法第3条の規定による許可申請の取下にかかる取り扱いについて、を議案第7号とし、追加議案として農業委員会総会に諮ることと決定いたしました。

議長

只今、運営委員長から追加議案の審議について報告がありました。おはかりいたします。先ほどの報告のとおり本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

<p>議長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって本日の日程に追加し、直ちに議題とすること に決しました。事務局より追加議案目録の配布をお願いします。この際、暫 時休憩いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(追加議案目録の配布)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を再開します。ただいま配布した追加議案目録及 び、次のページの議事日程のとおり、</p> <p>日程 7 議案第 7 号 第 7 回総会議案における農地法第 3 条の規定に よる許可申請の取下にかかる取り扱いについて</p> <p>1 議案 1 件</p> <p>を日程に追加し、審議を再開します。</p>
<p>議長</p>	<p>日程 7、議案第 7 号、第 7 回総会議案における農地法第 3 条の規定による 許可申請の取下にかかる取り扱いについてを議題といたします。会議規則第 19 条第 3 項により事務局より説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 7 号、第 7 回総会時における農地法第 3 条の規定による許可申請の 取下にかかる取り扱いについて、ご説明いたします。</p> <p>農地法 3 条の規定による許可申請の取下事案、議案第 1 号 農地法第 3 条 申請番号 29、詳細は追加議案目録のとおり。</p> <p>次に、議案第 1 号 農地法第 3 条 申請番号 31、詳細は追加議案目録の とおり。これらの案件の取下にかかる経緯についてですが、申請番号 29 に ついては令和 6 年 7 月 5 日、申請番号 31 については令和 6 年 7 月 1 日付け にて農地法第 3 条許可申請を受理したところ、申請書類を精査する過程で申 請地が営農型太陽光発電の設置予定区域にあることが判明しました。代理人 宛てに所有権移転後の耕作意思を確認すると、譲受人は耕作する意思はある ものの、将来的に太陽光発電が設置見込であることは承知していました。譲 受人は取得後しかるべき時期が到来すれば、所有権移転後に第 5 条申請によ り農地改良を施し、営農型太陽光発電の設置者である農業法人に対して利用 権を設定する旨が確認されました。上記 2 件の許可申請については、農地法 第 3 条に基づく所有権移転の申請であり、申請理由は「経営規模の拡大」で あることから、所有権移転後に耕作することなく別人に貸し付けることが明 白な現状では、合理的な申請理由には当たらない旨伝えると、代理人より 2 件の許可申請の取下願が提出されました。</p> <p>上記申請案件にかかる今後の取扱いでございますが、当該農業法人が予定 している営農型太陽光発電とは、農地に太陽光発電施設を設置したうえで、</p>

同じ圃場で麦を耕作しながら農地としての利用を妨げない発電方法であり、この農業法人は、春日部市が推し進めるゼロカーボンシティ推進会議において「ゼロカーボンシティの実現に向けての連携協定書」を締結し、市と相互に協力をしながら、脱炭素社会へ向けた取り組みを進めております。上記2件の許可申請地は、営農型太陽光発電の設置予定区域内にあり申請地は予定地のほぼ中心に位置していることから、この申請地に太陽光発電が設置できなかった場合には計画そのものに大きな弊害を及ぼすことが予測されます。今回の申請については、所有権移転の申請理由に疑義があったこと、譲受人が農地取得後に利用権を設定することの2点を理由に申請取下となりました。当該申請の譲渡人は、申請地を貸し付けるという意向はなく、農地を手放し売却することを強く要望しております。今後、この申請地の所有権を移転することができず、当該申請の譲渡人が当該農業法人に貸し付けないままでは、当該農業法人は営農型太陽光発電事る目途が立たなくなり、公益性の高い事業の妨げとなる恐れがあります。以上のことから、農地法第3条の規定による許可申請の取下にかかる取り扱いについて、以下2点を例外的な取り扱いとしたいと考えております。

1点目、「本来、農地法3条は経営規模の拡大を目的とするものであるが、今回の取下事案については、申請理由を『農地所有者の申し出による』こととし、再度、農地法第3条による申請をするものとする」

2点目、「当該申請の譲渡人に貸し付けの意向が無い以上、譲受人が農地法第3条による所有権移転後に、農地法第5条による農地改良の申請及び利用権の設定にあたり、特段の条件は付さない」

なお、この例外的な取り扱いはこの一連の案件のみとし、今後、類似案件が生じた場合でも、その都度ごとに取り扱いを判断するものとしてと考えております。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第7号、第7回総会議案における農地法第3条の規定による許可申請の取下にかかる取り扱いについて、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

委員

起立全員です。よって、議案第7号、第7回総会議案における農地法第3条の規定による許可申請の取下にかかる取り扱いについて、原案のとおり決

	<p>定いたしました。</p> <p>議長 次に、</p> <p>日程8 報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」</p> <p>日程9 報告第2号「農地法第4条（届出）」</p> <p>日程10 報告第3号「農地法第5条（届出）」</p> <p>日程11 報告第4号「農地法第5条（知事）（取消）」</p> <p>日程12 報告第5号「農地法第18条（通知）」</p> <p>日程13 報告第6号「違反転用事案報告」</p> <p>につきましては、議案書の28頁から40頁にお示しのとおりです。</p> <p>議長 次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。</p> <p>議長 次に、その他でございますが、何かありますか。</p> <p>（事務局から、前回総会で不許可相当となった案件のその後の状況について報告あり）</p> <p>議長 次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。</p> <p>議長 本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。</p> <p>議長 以上をもちまして、2024年第7回総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: center;">閉会（午後4時11分）</p>
--	---

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 会 長 _____

農業委員 8 番 _____

農業委員 9 番 _____

農業委員 10 番 _____